

令和5年度自動車部品サプライヤー業態転換等支援業務委託 業務仕様書

1 目的

カーボンニュートラルに向けた世界的な動きの中で、国内自動車産業においても、EV化の急速な進展が予想される。それに伴い、従来の自動車部品、具体的には、エンジン・ミッション・排気系等の内燃機関係部品の需要減少や、逆に蓄電池・燃料電池・モーター等、新たにEV化のために必要となる部品類の需要増加が見込まれている。特にEV化の影響を強く受ける三重県内自動車関連中小企業、すなわち、エンジン・ミッション・排気・燃料系部品等のサプライヤー企業においては、早期に業態転換、事業再構築、新産業創出に取り組むなど、事業継続・競争力強化に向け、状況の変化にいち早く対応していくことが求められている。

このため、本事業は、このようなサプライヤー企業の個々の現状やニーズを把握し、そのうえで、業界団体や、大学等研究開発機関、地域の産業支援機関、国の支援機関等（以下、支援機関等という）が有する種々の支援機能を的確に活用して、多角的な支援に繋げる（コンサルティング）ことにより、業態転換や事業再構築、新産業創出等を推進することを目的とする。

2 業務内容

令和5年度自動車部品サプライヤー業態転換等支援業務委託

3 履行期間

契約日から令和6年3月21日（木）まで

4 業務概要

(1) 業務内容

ア 三重県内自動車関連企業についての情報提供

- ・委託業務の目的に鑑み、業態転換、事業再構築、新産業創出等の対応が求められる三重県内自動車関連中小企業について、自社が保有する情報や公開情報に基づき三重県に情報提供を行うこと。

イ 支援対象企業へのヒアリングと課題抽出

- ・本事業の支援対象として三重県が選定する企業3社に対し、現地を訪問するなどしてヒアリング調査を行うこと。
- ・ヒアリング調査においては、財務、製造技術、開発能力、営業力、電子情報の活用・管理の状況等、適切な調査項目を設定したうえで、支援対象企業の強み・弱みを多面的に分析し、課題の抽出と整理を行うこと。
- ・抽出した課題に対応するための、支援計画案を策定すること。支援計画案の策定には、自社の支援機能のみならず、支援機関等の支援機能を加味すること。
- ・支援機関等の選択については、適宜、三重県と協議すること。

ウ 支援機関等への情報提供と支援要請

- ・策定した支援計画案を基に、支援機関等を訪問するなどして情報を共有し、適切な機関に対し支援要請を行うこと。
- ・ただし、支援対象企業が実際に支援機関等の支援を受ける際に必要となる費用は、支援対象企業自らが負担するものとする。

エ 支援計画のブラッシュアップと提案

- ・ 支援機関等から提案のあった支援方策の取り纏めや連絡調整を行い、自社のノウハウも加味して支援計画をブラッシュアップし、支援計画を確定すること。
- ・ 確定した支援計画を、支援対象企業に提案すること。

オ 支援の実施

- ・ 支援対象企業の合意を得た支援計画に基づき、具体的支援を実施すること。
- ・ 支援の実施に当たっては、支援要請を行った支援機関等と情報共有を密にすること。
- ・ 支援実施に適切な人員配置（1社あたり3名程度）と実施頻度（月2回程度）を保つこと。
- ・ 令和5年11月中を目途に、支援状況の中間報告を行うこと。

カ 支援結果の取り纏め

- ・ 支援対象企業から支援結果のフィードバックを受け、必要に応じて追加の支援を行うこと。
- ・ 最終的な支援結果を支援結果報告書として取り纏め、提出すること。
- ・ 支援結果報告書は、すべての内容を網羅した非公開用と、支援対象企業を特定できる情報（企業名、所在地、企業ウェブページのURL、商品名等）を記載しない公開用の2種を作成すること。
- ・ 支援結果報告書の内容については、適宜、三重県と協議すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を三重県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、成果品としての支援結果報告書とともに、電子データ（CD-R）1セットと紙（A4両面）1部を提出するものとする。

- ① 委託業務完了報告書
- ② 支援結果報告書（公開用）
- ③ 支援結果報告書（非公開用）

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和6年3月21日（木）までとする。

ウ 提出場所

三重県雇用経済部新産業振興課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、三重県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

(1) 業務受託者が、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除

措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 三重県は、業務受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則がある。

(4) 業務により発生した成果品の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果品のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち三重県又は業務受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、業務受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果品の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と業務受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課成長産業推進班

Tel : 059-224-3113 FAX : 059-224-2078 E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

担当 : 服部、山本